

令和4年第15回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年9月20日（火） 午前10時～

早良区役所 中会議室

議 題

1 議 案

- | | | |
|--------|--|-----------|
| 議案第52号 | 選挙人名簿の登録の移替えの延期について | ・・・ P. 1 |
| 議案第53号 | 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について | ・・・ P. 2 |
| 議案第54号 | 福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について | ・・・ P. 4 |
| 議案第55号 | 福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について | ・・・ P. 5 |
| 議案第56号 | 福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について | ・・・ P. 6 |
| 議案第57号 | 在外選挙人名簿から抹消する者について | ・・・ P. 9 |
| 議案第58号 | 在外選挙人名簿に登録する者について | ・・・ P. 10 |
| 議案第59号 | 検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について | ・・・ P. 12 |
| 議案第60号 | 裁判員候補者予定者名簿に登載する者について | ・・・ P. 15 |

2 そ の 他

- | | |
|----------------|-----------|
| 今後の委員会開催予定について | ・・・ P. 17 |
|----------------|-----------|

議案第52号

選挙人名簿の登録の移替えの延期について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙に関し、選挙人名簿の登録の移替えを同選挙の期日後に延期する期間を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

移替えを延期する期間

令和4年10月18日から令和4年11月20日まで

・公職選挙法施行令第17条ただし書の規定による。

(登録の移し替え)

公職選挙法施行令第17条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の区域内の他の投票区の区域内に住所を移したことを知つたときは、その者に係る登録の移替えをしなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、その事実を知つたときが次の各号に掲げる期間内であるときは、その登録の移替えを当該各号に規定する選挙の期日後に延期することができる。

- 1 任期満了による選挙にあつては、各選挙につき、その任期が終わる日の前六十日からその選挙の期日までの期間
- 2 その他の選挙にあつては、各選挙につき、その選挙を行なうべき事由が生じた日からその選挙の期日までの期間

(注) ※ 移替えを延期する期間の始期は、移替最終日の翌日となる。

議案第53号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

郵便等をもって発送を開始する日
令和4年11月5日

.....

・公職選挙法施行令第53条第1項、第59条の4第4項の規定による。
(投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書交付)

公職選挙法施行令第53条第1項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五十条第一項、第二項又は第四項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、第五十条第五項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、投票用紙及び投票用封筒の交付又は発送について、直ちに(第五十条第一項又は第四項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けたときは、当該選挙の期日の公示又は告示の日の翌日(郵便等をもって発送するときは、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日)以後直ちに)次に掲げる措置をとらなければならない。この場合において、その選挙人が船員であるときは当該船員の選挙人名簿登録証明書に、衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙においてその選挙人が南極選挙人証の交付を受けた者であるときは当該選挙人の南極選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及

び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

- 1 第五十条第一項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付し、又は郵便等をもって発送する。
- 2 第五十条第二項の規定による請求を受けた場合には、選挙人に直接に交付する。
- 3 第五十条第四項の規定による請求を受けた場合には、当該不在者投票の不在者投票管理者又はその代理人に交付し、又は郵便等をもって発送する。

(郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求及び交付)

公職選挙法施行令第59条の4第4項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が法第四十九条第二項又は第三項に規定する選挙人に該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等をもって発送しなければならない。

議案第 54 号

福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日について

令和 4 年11月20日執行予定の福岡市長選挙における特定国外派遣組織に属する選挙人の不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を交付又は郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和 4 年 9 月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委 員 長 伊佐 宇為彦

交付又は郵便等をもって発送を開始する日

令和 4 年11月 4 日

(議案の根拠)

・公職選挙法施行令第59条の 5 の 4 第 7 項の規定による。

(特定国外派遣隊員の不在者投票の特例)

公職選挙法施行令第59条の 5 の 4 第 7 項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第五項の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求を受けた場合において、当該請求に係る特定国外派遣隊員について、その選挙に用いるべき選挙人名簿又はその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、法第九条第三項の規定により当該選挙の選挙権を有する者にあつては、併せて、その者について、前項の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、当該特定国外派遣隊員が選挙の当日法第四十八条の二第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(第五項の規定により選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)、第五項の規定による請求をした特定国外派遣組織の長又はその代理人に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便等をもって発送しなければならない。この場合において、当該特定国外派遣隊員が船員であるときは、当該特定国外派遣隊員の選挙人名簿登録証明書に当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第55号

福岡市長選挙における特例郵便等投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒を郵便等をもって発送を開始する日を次のように定める。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会

委員長 伊佐 宇為彦

郵便等をもって発送を開始する日

令和4年11月5日

(議案の根拠)

・ 特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項の規定による。

(特例郵便等投票の手続及び方法)

特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令第1条第3項 市町村の選挙管理委員会の委員長は、第一項の規定による投票用紙及び投票用封筒の請求を受けた場合において、その選挙に用いるべき選挙人名簿若しくはその抄本又は在外選挙人名簿若しくはその抄本と対照して(都道府県の議会の議員又は長の選挙において、前項第一号に掲げる者にあつては、併せて、その者について、同項(同号に係る部分に限る。))の規定により提示された引続居住証明書類を確認し、又は住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の十第一項(第一号に係る部分に限る。))の規定により地方公共団体情報システム機構から提供を受けた機構保存本人確認情報(同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。))に基づき引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することを確認して)、その請求をした選挙人が特定患者等選挙人に該当し、かつ、法第三条第二項本文に規定するときに該当すると認めたときは、投票用封筒の表面に当該選挙の種類を記入し、直ちに(選挙の期日の公示又は告示の日以前に請求を受けた場合には、当該選挙の期日の公示又は告示の日以前において市町村の選挙管理委員会の定める日以後直ちに)投票用紙及び投票用封筒を当該選挙人に郵便等(法第一条に規定する郵便等をいう。))をもって発送しなければならない。この場合において、前項(第一号に係る部分を除く。))の規定により選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証の提示を受けたときは、当該選挙人名簿登録証明書、南極選挙人証又は在外選挙人証に、当該選挙の種類及び期日並びに当該選挙の特例郵便等投票(法第三条第二項に規定する特例郵便等投票をいう。次項及び次条において同じ。))の投票用紙及び投票用封筒を交付した旨を記入しなければならない。

議案第56号

福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所について

令和4年11月20日執行予定の福岡市長選挙における不在者投票のための投票用紙及び投票用封筒の交付場所を次のように定め、告示する。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 福岡市早良区百道二丁目1番1号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局
- 2 福岡市早良区東入部二丁目14番8号
福岡市早良区選挙管理委員会事務局入部出張所

(議案の根拠)

・公職選挙法第49条の規定による。

(不在者投票)

公職選挙法第49条 前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

2 選挙人で身体に重度の障害があるもの(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者、戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者又は介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第三項に規定する要介護者であるもので、政令で定めるものをいう。)の投票については、前条第一項及び前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便(以下「郵便等」という。)により送付する方法により行わせることができる。

3 前項の選挙人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票の記載をすることができないものとして政令で定めるものは、第六十八条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、あらかじめ市町村の選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)をして投票に関する記載をさせることができる。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

- 一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。
- 二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。

7 選挙人で船舶安全法(昭和八年法律第十一号)にいう遠洋区域を航行区域とする船舶その他これに準ずるものとして総務省令で定める船舶(以下この項において「指定船舶」という。)に乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員をいい、実習を行うため航海する学生、生徒その他の者であつて船員手帳に準ずる文書の交付を受けているもの(以下この項において「実習生」という。)を含む。)であるもの又は選挙人で指定船舶以外の船舶であつて指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものに乗つて本邦以外の区域を航海する船員(船員法第一条に規定する船員をいい、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二条第二項に規定する予備船員とみなされる者並びに実習生を含む。)であるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

8 前項の規定は、同項の選挙人で同項の不在者投票管理者の管理する場所において投票をすることができないものとして政令で定めるものであるもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票について準用する。この場合において、前項中「不在者投票管理者の管理する場所」とあるのは、「その現在する場所」と読み替えるものとする。

9 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する選挙人(南極地域調査組織に同行する選挙人で当該南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するもののうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設

又は船舶の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの 不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの

この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

10 不在者投票管理者は、市町村の選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

議案第57号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 抹消する者の数 1人
内訳 住民票が新たに作成された日後4箇月を経過した者 1人
- 2 抹消する者の氏名等 別紙1のとおり
- 3 抹消年月日 令和4年9月20日

(議案の根拠)

・公職選挙法第30条の11の規定による。

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

公職選挙法第30条の11 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

この場合において、第3号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 1 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 2 前条第1項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附表に記載された日後4箇月を経過するに至ったとき。
- 3 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

(参考)

(在外選挙人名簿の表示及び訂正等)

公職選挙法第30条の10 市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が第11条第1項若しくは252条若しくは政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。

議案第58号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 登録する者の数 2人
- 2 登録する者の氏名等 別紙2のとおり
- 3 登録年月日 令和4年9月20日

(議案の根拠)

- ・公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

(在外選挙人名簿の登録等)

公職選挙法第30条の6第1項 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村における在外選挙人名簿の被登録資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

(参考)

(在外選挙人名簿の被登録資格等)

公職選挙法第30条の4第1項 在外選挙人名簿の登録(在外選挙人名簿への登録の移転に係るものを除く。以下同じ。)は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満十八年以上の日本国民(第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しない者を除く。次項及び次条において同じ。)で、同条第一項の規定による申請がされ、かつ、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官(領事官の職務を行う大使館若しくは公使館の長又はその事務を代理する者を含む。以下同じ。)の管轄区域(在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域として総務省令・外務省令で定める区域をいう。同項及び同条第三項第二号において同じ。)内に引き続き三箇月以上住所を有するものについて行う。

(在外選挙人名簿の登録の申請等)

公職選挙法第30条の5第1項 年齢満18年以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有するものは、政令で定めるところにより、文書で、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(その者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

(一部省略)

(参考)

在外選挙人名簿登録・抹消内訳

(単位:人)

区分	(R4.9.1現在) 登録者数	登録	抹消		小計	現在 (R4.9.20)の 登録者数
		新規申請	死亡等	住民登録		
男	41	1	0	0	1	42
女	76	1	0	1	0	76
計	117	2	0	1	1	118

議案第59号

検察審査員候補者予定者名簿に登載する者について

令和5年検察審査員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 福岡第一検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
 - (1) 登載する者の数 32人
 - (2) 登載する者の氏名等 別紙3のとおり
- 2 福岡第二検察審査会の検察審査員候補者予定者名簿に登載する者
 - (1) 登載する者の数 32人
 - (2) 登載する者の氏名等 別紙3のとおり

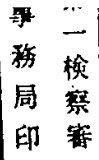
(議案の根拠)

・検察審査会法第9条第1項、第10条第2項、第11条の規定による。

検察審査会法第9条第1項 検察審査会事務局長は、毎年9月1日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第10条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

第11条 市町村の選挙管理委員会は、第9条第1項の通知を受けた年の10月15日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。



令和4年8月26日

福岡市早良区選挙管理委員会 御中
福岡市早良区長 殿

福岡第一檢察審査會事務局長 矢ヶ部 博之
(公 印 省 略)

檢察審査員候補者の割当員数等について（通知）

檢察審査會法第9条第1項に基づき、貴市区町村に対する令和5年檢察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、檢察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び檢察審査會法施行令第8条の3に基づいて照会します。

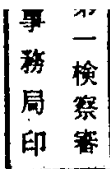
つきましては、9月30日までに上記名簿に本籍を付して、福岡第一檢察審査會事務局に送付してください（同法第11条、同施行令第15条の2）。

記

割 当 員 数	第1群	8 名
	第2群	8 名
	第3群	8 名
	第4群	8 名
	合 計	32 名

※広報のお願い

令和5年第1群から18歳以上が審査員候補者となることにつき、市町村で発行の広報紙に記事の登載のご協力をお願いします。



令和4年8月26日

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

福岡第二検察審査会事務局長 伊東 直 樹

(公 印 省 略)

検察審査員候補者の割当員数等について (通知)

検察審査会法第9条第1項に基づき、貴市区町村に対する令和5年検察審査員候補者の員数を下記のとおり割り当てましたので通知します。

また、併せて、検察審査員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条の6及び検察審査会法施行令第8条の3に基づいて照会します。

つきましては、9月30日までに上記名簿に本籍を付して、福岡第一検察審査会事務局に送付してください(同法第11条、同施行令第15条の2)。

記

割 当 員 数	第1群	8 名
	第2群	8 名
	第3群	8 名
	第4群	8 名
	合 計	32 名

※広報のお願い

令和5年第1群から18歳以上が審査員候補者となることにつき、市町村で発行の広報紙に記事の登載のご協力をお願いします。

議案第60号

裁判員候補者予定者名簿に登載する者について

令和5年裁判員候補者予定者名簿に次の者を登載する。

令和4年9月20日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長 伊佐 宇為彦

- 1 登載する者の数 512人
- 2 登載する者の氏名等 別紙3のとおり

(議案の根拠)

・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条第1項、第21条第2項、第22条の規定による。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第20条第1項 地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年9月1日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

第21条第2項 市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第19条第3項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

第22条 市町村の選挙管理委員会は、第20条第1項の通知を受けた年の10月15日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

〒814-8501

福岡市早良区百道2-1-1

福岡市早良区選挙管理委員会 御中

福岡市早良区長 殿

令和4年8月26日

福岡地方裁判所長 田口 直樹

— 裁判員候補者の割当員数等について —

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第20条第1項に基づき、裁判員候補者の員数について、福岡市早良区に512人を割り当てましたので通知します。また、併せて、裁判員候補者予定者名簿に記載をされる者の本籍について、同法第12条第2項に基づいて照会します。

ついては、9月30日までに裁判員候補者予定者名簿に本籍を付して、当裁判所に送付してください（同法第22条、裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成19年最高裁判所規則第7号）第10条）。

そ の 他

今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	開始時刻	場 所
第16回	臨時	10月25日（火）	午前10時	早良区役所 応接室
第17回	臨時	11月 5 日（土）	午前10時	
第18回	臨時	11月 6 日（日）	<u>午後6時</u>	
第19回	臨時	11月17日（木）	<u>午後6時</u>	
第20回	臨時	11月20日（日）	午前10時	
第21回	定例	12月 1 日（木）	午前10時	早良区役所 中会議室

裁判員制度

ナビゲーション

改訂版



最高裁判所

4 裁判員制度の概要

II 裁判員制度に関する基礎知識編

この章では、

- ① 裁判員制度とはどのような制度か
- ② だれが裁判員に選ばれるのか
- ③ 裁判員に選ばれたら何をするのか
- ④ 裁判に参加することでどのような負担が生ずるのか

など、裁判員制度に関する全般的な内容について、解説します。

裁判員制度のおおまかな内容を知りたい方は、ここをお読みください。

裁判員制度とは

裁判員制度は、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

国民が刑事裁判に参加することにより、裁判の内容や手続に国民の良識が反映されるとともに、司法に対する国民の理解が深まり、その信頼が高まることが期待されています。

裁判員裁判を行う裁判所

裁判員裁判を行う裁判所は、地方裁判所のすべての本庁（50か所：各都道府県の県庁所在地のほか、函館、旭川、釧路）及び一部の地方裁判所支部（10か所：立川、小田原、沼津、浜松、松本、堺、姫路、岡崎、小倉、郡山）です。



裁判員裁判用法廷（釧路地方裁判所）

裁判員裁判の対象事件

裁判員裁判の対象となるのは、国民の関心の高い一定の重大な犯罪に関する第一審（地方裁判所）の刑事訴訟事件です。例えば、殺人罪、強盗が人を死なせたりけがをさせる強盗致死傷罪、人の住居等に放火する現住建造物等放火罪、身の代金目的誘拐罪、無謀な運転により事故を起こして人を死なせる危険運転致死罪などに関する裁判です。

令和2年に全国の地方裁判所で受理した事件のうち、裁判員裁判の対象となる事件は約1,000件でした。

裁判員裁判の対象事件

- 殺人
- 強盗致死傷
- 現住建造物等放火
- 身の代金目的誘拐
- 危険運転致死
- 傷害致死
- 保護責任者遺棄致死
- 覚醒剤取締法違反（財産上の利益を得る目的で覚醒剤を密輸入した場合）など

コラム 裁判員制度の意義

刑事司法の目的は、適切な刑罰権の発動により、生命、身体、財産など、国民の重要な利益や社会秩序を保護することです。その中でも、刑事裁判は、被告人の権利を保障しつつ、厳格な手続の下で適正な審理を行い、適法な証拠に基づいて被告人の有罪・無罪を判断し、刑を決めるという中核的な役割を担っています。



このような役割を果たすため、特に重大な事案や複雑な事案などでは、大量の書類を証拠として採用し、多数の証人に対して細部にわたる尋問を行うなどの精密な審理を行った上、詳細な理由を付した判決をするということが少なくありません。結果的に、法廷でのやりとりよりは書類や尋問の記録（調書）を法廷外で精査することに重点が置かれます。



このような精密な審理や判決の仕方が適正な裁判の実現に寄与してきたことは事実ですが、反面、法律専門家でない国民にとって、法廷での審理や判決の内容を理解することは極めて困難です。我が国の刑事裁判の適正さについては、これまでも多くの国民から信頼されていますが、それは、裁判官、検察官、弁護人の専門性に対する信頼に基づくものではあっても、必ずしも審理や判決内容を十分に理解した上でのものとはいえない面があります。



専門性の典型である医療の世界でも、医療行為の説明と患者の自己決定（インフォームド・コンセント）が潮流となる時代であり、国民生活の基盤である社会の安全を支える刑事司法の運営についても、国民の関心が一層高まることが予想されます。

そのような中で、将来にわたって、刑事裁判に対する国民の信頼を確保し、その基盤を強固にするためには、国民に、被告人の有罪・無罪の判断や刑の決定のプロセスに直接参加していただき、刑事裁判が果たす役割を実感していただくことが最も効果的です。そして、参加していただく以上、必然的に、法律専門家でない国民にも分かりやすく、法廷での審理が中心となる裁判が行われることになり、法廷で傍聴される方にとっても理解が容易になるはずです。また、裁判官だけでなく、6人の国民のさまざまな視点が審理に反映されることから、裁判の内容も、より多角的で深みのあるものになることが期待されています。



裁判員制度の意義について、その導入を提言した司法制度改革審議会の意見書（平成13年6月）や裁判員法1条が、裁判員が裁判官とともに刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解を増進させ、その信頼の向上につながるということを述べているのは、以上のような考えに基づくものと思われます。

⑤ だれが選ばれるのか

裁判員になる資格

◆ 有権者の中から無作為に ◆

裁判員は、衆議院議員の選挙人名簿に登録された有権者の中から、くじにより無作為に選ばれます(ただし、令和4年3月31日までは18歳と19歳の方は裁判員になることができないため、これらの方が裁判員候補者名簿に載るのは、令和4年4月1日以降に作成される名簿からになります。)。また、裁判員は、各地方裁判所の管轄区域に居住する有権者の中から選任されますので、転居した場合などを除き、居住地を管轄する地方裁判所以外の裁判所の裁判員に選ばれることはありません。

◆◆ 裁判員になれない人 ◆◆

裁判員は、司法という国の作用に直接関与し、非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員になる資格のない人や、司法作用に関与することが相応しくない禁錮以上の刑に処せられたことのある人などは、裁判員になることはできません。

また、広く国民の良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から法律専門職などが、三権分立への配慮から国会議員などが、従事する職務の特殊性等から自衛官などが、それぞれ裁判員の職務に就くことを禁止されています。

裁判員を辞退できる場合

広範な国民の参加によりその良識を裁判に反映させるという裁判員制度の趣旨から、法律上、裁判員になることは義務とされています。ただし、国民の負担が著しく大きなものになることを回避するため、法律や政令(「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条第8号に規定するやむを得ない事由を定める政令」)で、辞退を申し立てることができる事由を定めています。

裁判員に選ばれる人数、確率

裁判員は、原則として、事件ごとに6人選任されます。

また、裁判の途中で裁判員の人数が不足した場合に備え、補充裁判員を選任することがあります。補充裁判員は、最初から審理に立ち会い、裁判員が急病等で出席できないような場合に、代わって裁判員に選任されます。

◆◆ 約15,200人に1人 ◆◆

令和2年に裁判員等に選ばれた人は、裁判員は5,221人、補充裁判員は1,761人でした。これを前提にすると、裁判員等に選ばれる確率は、全国で1年あたり、全有権者の約15,200人に1人程度(約0.01%)となります。

【法律や政令で定められている辞退事由】

裁判員法

- ① 70歳以上の人
- ② 地方公共団体の議会の議員(ただし会期中に限る)
- ③ 常時通学を要する課程に在学する学生、生徒
- ④ 一定期間内に裁判員や検察審査員などの職務に従事したり、裁判員候補者として裁判所に来た人(ただし、辞退が認められた人は除く)
- ⑤ 以下のやむを得ない事由その他政令で定める事由があって、裁判員の職務を行うこと又は裁判所に行くことが困難な人
 - ・ 重い疾病や傷害により裁判所に行くことが困難である
 - ・ 同居の親族を介護・養育する必要がある
 - ・ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある
 - ・ 親族の結婚式への出席など社会生活上の重要な用務がある
 - ・ 重大な災害で被害を受け、生活再建のための用務がある

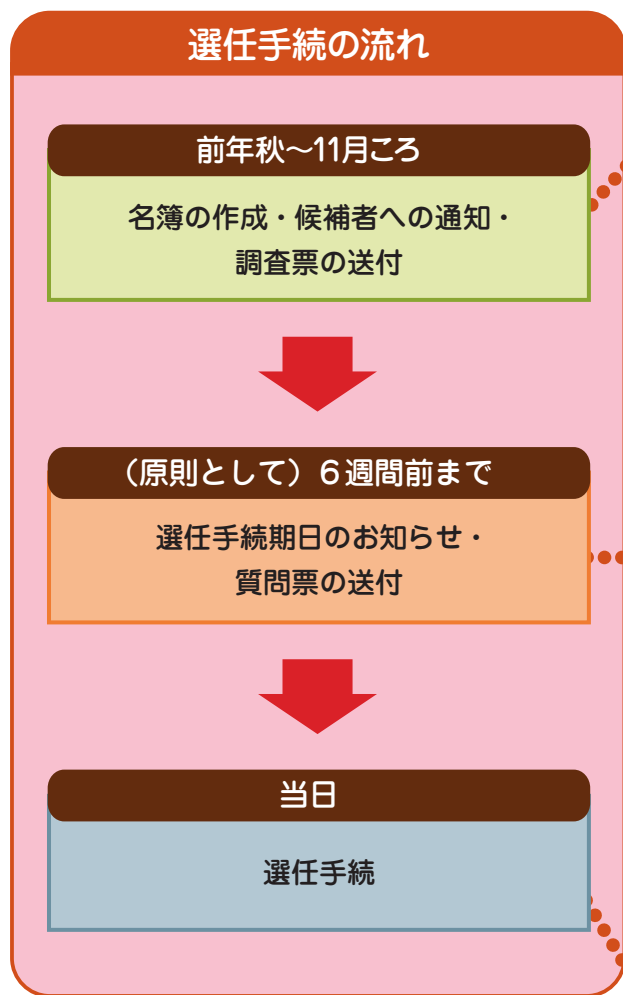
政令で定める事由

以下のような事由があって、裁判員の職務を行うこと又は裁判所に行くことが困難な人

- ・ 妊娠中又は出産の日から8週間を経過していない
- ・ 同居していない親族又は親族以外の同居人を介護・養育する必要がある
- ・ 親族又は同居人が重い病気・けがの治療を受けるための入院等に付き添う必要がある
- ・ 妻・娘が出産する場合の入退院への付き添い、出産への立ち会いの必要がある
- ・ 住所・居所が裁判所の管轄区域外の遠隔地にあり、裁判所に行くことが困難である
- ・ その他、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずる

裁判員に選ばれるまでの手続の流れ

裁判員が選ばれるまでの手続の流れは、下の図のとおりです。



各地方裁判所は、前年の秋ころまでに、翌年1年間の裁判員候補者名簿を作成し、この名簿に記載された方には、その年の11月ごろにその旨の通知（名簿記載通知）がされます。

この時、あわせて、調査票が送付され、1年を通じた辞退の申立ての有無、裁判員となることに特に支障のある特定の月の有無などをお尋ねします（詳しくは、「⑯ 調査票」（37ページ）参照）。

翌年、各地方裁判所は、裁判員裁判の対象事件ごとに、裁判員候補者をくじで選び、裁判員を選ぶ手続（選任手続）を行う日に地方裁判所に来ていただくためのお知らせを送付します（このお知らせは、法律上「呼出状」と呼ばれています。）。
よびだしじょう

この時、あわせて、質問票が送付され、裁判員になれない事由の有無、裁判員となることを辞退する申立ての有無及びその事情などをお尋ねします（詳しくは「⑰ 質問票」（41ページ）参照）。質問票の記載から、裁判員になれないことが明らかな人や辞退が認められた人については、お越しいただく必要がなくなった旨を改めてご連絡します。

選任手続の当日、裁判長から、裁判員になれない事情や辞退申立てに関する事情を尋ねます。この質問には、検察官と弁護人が立ち会います。

裁判員になれない事由がある人、辞退申立てが認められた人などを除いた裁判員候補者の中からくじで6人の裁判員が選任されます。



質問手続（模擬）の様子（さいたま地方裁判所）

6 選ばれたら何をするのか

裁判員の職務

裁判員の職務は、大きく分けて、法廷での審理に立ち会うこと、評議で意見を述べること、判決の宣告に立ち会うことの3つです。

法廷での審理

裁判員は、法廷で取り調べられた証拠をもとに、まず、起訴状に書かれた犯罪行為を被告人が犯したかどうか（有罪かどうか）を判断します。

法廷で「証拠を取り調べる」というのはどのようなことでしょうか。

証拠の内容は以下のとおりさまざまですが、各証拠がどのような事実や争点にどう関連するのかは、事前に検察官、弁護人から明らかにされますし、裁判官からも、十分な説明がされます。

◆◆ 書類が証拠となった場合 ◆◆

検察官や弁護人が、法廷で、書類の内容を朗読しますので、これを聞けば何が書かれているか理解できます。書類によっては、図面や写真が付いていることもあり、これらは法廷で見ることにより、何が書いてあるか、何が写っているかが分かります。例えば、殺人事件の現場の見取図では、被害者の倒れていた場所、包丁が落ちていた位置や相互の距離などが示され、写真では、それぞれの場所の状況がそのまま写っています。

◆◆ 凶器の包丁が証拠となった場合 ◆◆

法廷で包丁の状態を見ます。先端が欠けている、先の方がやや曲がっているなどの様子が分かります。

◆◆ 証人尋問の場合 ◆◆

検察官、弁護人が証人にそれぞれ質問をしますので、その答えを聞きます。例えば殺人事件で、被告人がいきなり被害者の胸を包丁で刺したのが、もみ合っているうちに包丁が刺さったのが争点となり、現場で事件を目撃した人が証人となりました。証人には、事件の具体的な状況についての質問がされるほか、目撃した位置、時間、周囲の明るさなど、証言の内容をそのまま信用してよいかどうかの判断に必要な質問もされる

でしょう。証人尋問では、裁判員も、裁判長に申し出た上で、証人に直接質問することができます。

◆◆ 被告人質問の場合 ◆◆

被告人は事実関係について、自分の言い分を述べるすることができます。通常、弁護人が質問をし、被告人がこれに答えるという形をとりますので、これを聞きます。検察官も質問をすることができます。裁判員も、証人尋問と同様、被告人に質問することができます。

◆◆ 弁論手続では ◆◆

証拠調べ手続が終わると、検察官と弁護人が、それぞれの立場から、法廷で取り調べた証拠の信用性、証拠から認められる事実などについての主張を交わします（弁論手続）。これにより、これまで法廷で見聞きしてきた証拠やその評価、それらを踏まえた争点に関する判断についての双方の考え方が総合的に示され、裁判所が判断すべき問題点がより鮮明になるでしょう。

ショートコラム 写真の取調べ

殺人事件などの証拠として、死体の写真などを見なければならぬのかといった不安を感じる方も少なくないと思います。

検察官が死体の写真を証拠として請求するのは、例えば、傷の状況によりどのように凶器が刺さったかを明らかにするため、解剖の経過の写真の取調べを請求する場合があります。また、情状に関する証拠として犯行の残虐さを証明するために請求する場合もあります。

傷の状況については、傷そのものより、医師の作成した人体図の方が傷の方向などが分かりやすい場合もありますし、専門家に傷から分かることを専門的知見に基づいて説明してもらうことの方が重要であることも少なくありません。犯行の残虐さを明らかにするために死体の写真を見ることが不可欠ともいえない場合もあります。

いずれにしても、写真を証拠として採用するかどうかは、これらの点をも考慮し、検察官の立証の目的との関係で必要かどうかを判断した上で裁判所が決定することになりますが、採用された場合の取調べの仕方については、できる限り裁判員の負担の少ない方法になるよう配慮したいと考えています。

評 議

評議では、裁判員6人と裁判官3人が、法廷での証拠調べの結果をもとに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを議論し、結論を出します。

◆◆ まずは気付いたところから ◆◆

裁判員は、法廷での証拠調べを見聞きし、弁論手続で検察官と弁護人の主張を聞いた結果、争点や結論についての一応の考えや疑問を持っていることでしょう。評議では、すべての問題点について、一度にまとめた意見を述べる必要はなく、気付いたところから自由に述べてください。他の裁判員から別の見方が示されることもあるでしょう。その意見を聞いてなるほどと思えば、いつでも意見を変えてもいいのです。

裁判長や裁判官は、分かりやすく評議を整理し、裁判員が発言しやすくなるよう十分な配慮をします。

◆◆ 意見を自由に ◆◆

評議では、どのような議論をする場合でも、法廷で取り調べた証拠に基づいて行うことが重要です。同じ証拠をもとに、経験もバックグラウンドも異なる裁判員と裁判官とが十分に議論を尽くして出した結論は、おのずと正しい結論になるはずです。



評議では、全員一致で結論を導くことが大切です。

すが、どうしても意見がまとまらない場合には、多数決で結論を決めることになります（評決）。

評議・評決は非公開で行われます。

判決宣告

評議の結果に基づき、裁判官が判決書の原稿を作成し、法廷で判決が宣告されます。裁判員の職務は、判決宣告により終了します。

補充裁判員の職務

補充裁判員は、裁判員と同様に、最初から審理に立ち会い、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選ばれます（補充裁判員は1つの事件につき、最大6人まで選任されます。）。

補充裁判員は、訴訟に関する書類や証拠を見ることや、評議を傍聴することなどができ、裁判官から意見を聴かれることもあります。

ただし、裁判員とは異なり、審理で証人や被告人などに直接質問することや、評決に加わることはできませんし、裁判官から意見を求められた場合を除き、評議で意見を述べることもできません。

また、審理や評議の進行状況やスケジュールなどを考慮した上で、これ以上職務を行っていただく必要がないと認められる場合には、裁判の途中で解任されることがあります。これは、補充裁判員の方のご負担をできるだけ早い段階で解消するために行うものです。



多数決の様子（広報用映画「裁判員」より）